

その1 地方分権改革の推進

(1) 基本的な考え方

自己責任、自己決定による自立的な都市経営が求められる中、私たちの住む地域のことは私たちが責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくります。



(2) 具体的な取組み

① 住民に身近な基礎自治体としての自立

- ・ 権限移譲¹の推進等により、私たちの判断と責任において行政運営を行うための取組みを進め、地域の実情に合った最適なサービスの提供を実現します。
- ・ 構造改革特別区域²、地域再生計画³などの積極的な活用により、地域の独自性を発揮する機会を開き、企業やその他法人等の活動の活性化と地域雇用の創造を図ります。

② 国・県との連携

- ・ 多様化する行政ニーズに対応するため、国・県と対等なパートナーシップで連携し、地域の課題解決に向けた事務・事業の共同実施などに取組みます。

¹権限移譲：県が担っている権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理を行うことができるようにすること。

²構造改革特別区域：構造改革特別区域法に基づく制度。民間事業者や地方公共団体等の自発的な提案により、地域の特性に応じた規制緩和等を特定の地域に限って認め、地域の活性化を促進するしくみ。

³地域再生計画：地域再生法に基づく制度。地方公共団体が主体的に地域の資源を活用した活性化策を考え、その計画の認定を受けることにより、国の各種支援措置を利用することができるしくみ。

その2 市民等との協働の推進

(1) 基本的な考え方

市民等と市がお互いの自主性や自立性を尊重し合い、役割分担の見直しと連携の強化を一層推進し、地域力を継続的に高めます。



鹿野わったいな祭



久松公園の芝生化事業



大堤池のうぐい突き



住民による防災訓練

(2) 具体的な取組み

① 協働のまちづくりの推進

- 平成20年3月に制定した「鳥取市自治基本条例¹」の市民等への浸透を図り、「市民が主役の協働によるまちづくり」を進めます。
- 平成22年3月に策定した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」等に基づき、協働のまちづくりの機運の高揚を図ります。



② 市民等との協働のための環境づくり

- まちづくりの主役である市民等とまちづくりの目標や課題を共有するため、情報交換を積極的に行います。
- 協働しやすい環境をつくるため、手続きの簡素化など、既存の制度の見直しを進めます。

③ 行政の事務・事業領域の見直し及び適切な役割分担

- 市が実施している事務・事業について、市が担うべきものであるのかなど、点検・見直しを進め、最適な主体による効率的で質の高いサービスの提供を図ります。

(3) 管理指標

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
協働事業の実施件数	119件 (平成21年度)	145件	158件	170件	185件	200件

(指標の説明) 市民等と市が、公共的課題の解決のために協働して取り組む事業の件数。

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市の施策等のわかりやすさの市民満足度	23.3% (平成21年度)	→	→	→	60%	→

(指標の説明) 市民アンケート調査で中程度の評価より高い回答をした市民の割合。

¹鳥取市自治基本条例：市民と市が自治の主体であり、両者のたゆみない努力により自治を維持することを自治の基本理念として明確にするとともに、市民、議会、行政の役割及び責務、参画と協働のまちづくりを推進するためのしくみ、市政運営のあり方など、鳥取市のまちづくりの基本ルールを明らかにした条例。(平成20年3月制定。平成20年10月施行。)

その1 効率的な執行体制とサービスの強化

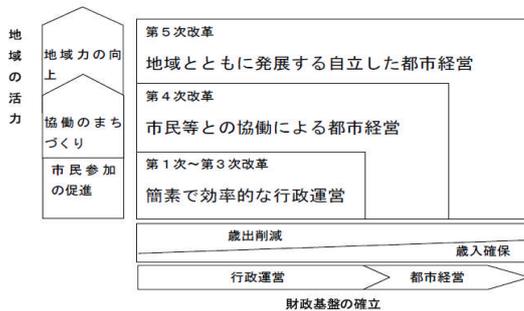
(1) 基本的な考え方

多様な市民ニーズや行政課題に即応できる簡素で効率的な組織体制の構築を進めます。

(2) 具体的な取組み

① 不断の行財政改革の取組み

- 「第5次行財政改革大綱」を柱にした各分野での改革を強力に展開し、市の業務やしくみの見直しを進め、効率的かつ効果的な行政経営を推進します。



行財政改革大綱

第1次～第3次は「行政運営改革」を中心に改革に取組み、第4次では「協働」、第5次では「自立」という新たな視点を加え、市の業務やしくみの見直しを強力に進めています。

本項では「行政経営」に触れ、「財政基盤」は「その2 財政基盤の強化」で、「自立」と「協働」は、「基本方針1 自立と協働の強化」で触れています。

② 組織・機構改革と職員改革

- 市民の期待に迅速かつ柔軟に対応できる、効率的で機動力のある組織体制を構築します。
- 事務事業の整理、再編を進め、業務の内容に応じた職員配置の適正化を図ります。
- 組織を支え、サービス向上のための提案・実行ができる職員を育成するため、職員評価制度の適切な運用や職員の経営能力を高めるための各種研修を計画的に実施します。

③ 情報化の推進と戦略的な利活用

- 各種情報システムを効率的に整備・運用し、情報化を推進します。
- 市が有する各種情報資源を戦略的に行政経営に活用します。

④ 市民等が納得できるサービスの提供

- 市民等が求め、期待するサービスを行うため、市民ニーズを踏まえた業務の継続的な改善に取り組めます。

⑤ 市庁舎の整備による利便性の向上と安全性の確保

- 市民等の利便性の向上と災害時における安全性を確保するため、市庁舎の整備を行います。

(3) 管理指標

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
行財政改革大綱実施計画達成度	—	→	100%	→	100%	—

(指標の説明) 第5次行財政改革大綱に掲げる取組みの達成率(前期計画 H22～H24 細施策49、後期計画 H25～H26 で H24 に策定)。

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
職員数	1405人 (平成22年度)	(注)				

(指標の説明) 職員数の定義：水道局及び市立病院を除く4月1日現在の正規職員数。

(注) 目標値は定員適正化計画の策定に合わせて設定する。

その2 財政基盤の強化

(1) 基本的な考え方

限られた財源を最大限有効に活用する経営の視点に基づく取組みを推進し、持続可能で安定した財政基盤を確立します。

(2) 具体的な取組み

① 戦略的な施策等の展開

- ・ 把握した市民ニーズの分析を基に、施策等の「選択と集中」や「スクラップアンドビルド¹」を進め、効率的かつ効果的な財政運営を図ります。
- ・ 地域経済の活性化、雇用の拡大を図るため、新たな産業の育成支援、雇用環境の充実などの施策を強力に展開します。

② 新たな歳入確保につながる取組みの推進

- ・ 納税通知書封筒、庁舎玄関マット、市公式ホームページなどへの有料広告の掲載や市の体育施設などのネーミングライツ²（命名権）などの新たな歳入確保策に引き続き取組みます。

③ 長期的に持続可能な健全財政の堅持

- ・ 市税等の徴収体制の強化やサービスの内容に見合った使用料や手数料、受益者負担の見直しを進め、歳入を確保します。
- ・ 物件費等の経常経費の削減や補助金・委託料等の見直しにより、歳出の一層の適正化を図ります。
- ・ 市の借金である市債残高の計画的な縮減に努め、市民の将来の負担軽減を図ります。

④ 保有資産の効果的な利活用

- ・ 遊休資産の売却や価値ある資産への転換、老朽化が進んでいる施設等の計画的な修繕などを推進し、市が保有する財産を効率的かつ効果的に運用します。

(3) 管理指標

指標名	基準値	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
減債基金、財政調整基金の合計	15億円 (平成21年度決算)	19億円	21億円	23億円	25億円	25億円

(指標の説明) 災害時などの臨時的かつ緊急的な支出に対応するため、標準財政規模の5%にあたる基金(貯金)を備える。

¹スクラップアンドビルド：現在行っている事業を精査して、時代的使命を終えた事業や費用対効果の低い事業を廃止（スクラップ）して、今の時代に必要な事業や費用対効果の高い事業を新たに築き上げる（ビルド）こと。

²ネーミングライツ：命名権。施設等に名称をつけることのできる権利。施設等の管理者にとっては、命名権を販売することにより収入が得られるメリットがあり、命名権を購入する企業にとっては、スポーツ中継やニュースなどで命名した名称が露出する機会を得られ、宣伝効果が見込まれる。

その1 鳥取・因幡圏域の連携の推進

(1) 基本的な考え方

みんなが住みたいと思う鳥取・因幡圏域をめざし、圏域の多様な主体が協働し、互いに補完し合いながら、魅力ある圏域づくりを進めます。



2009鳥取・因幡の祭典マスコットキャラクター



(2) 具体的な取組み

① 鳥取・因幡圏域の一体的発展

- ・ 本市は、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町と平成22年3月に形成した「鳥取・因幡定住自立圏」の中心市として、周辺自治体と連携し、圏域全体に必要な生活機能の強化に関して中心的な役割を担います。
- ・ 1市4町の住民、企業、行政は、協働して「鳥取・因幡圏域の生活基盤の充実と一体的な発展」に取組み、定住と自立、そして圏域への人の流れの創出をめざします。

【圏域の将来像】

- ◆地域で安心して暮らせる圏域
- ◆環境に優しい圏域
- ◆交流が盛んでにぎわいのある圏域
- ◆若者に魅力ある圏域
- ◆自立した活力ある圏域

② 鳥取県東部1市4町における共同事務処理の実施

- ・ 消防、ごみ処理などの分野において、鳥取県東部広域行政管理組合と連携して、広域的な行政課題に対する取組みを進めます。

その2 都市間の連携の推進

(1) 基本的な考え方

整備された情報網、高速道路網を活用して、地理的、歴史的ゆかりのある各都市と効果的に連携を行うことで、地域の発展につながる取組みを展開します。



釧路市(昭和38年10月4日)



姫路市(昭和47年3月8日)



岩国市(平成7年10月13日)



郡山市(平成17年11月25日)

※括弧内の日付は姉妹都市提携日



(2) 具体的な取組み

① 他圏域とのネットワークのさらなる強化

- 山陰海岸ジオパーク推進協議会、コリドー21（因但県境自治体会議）、鳥取・岡山県境連携推進協議会、中国横断自動車道姫路鳥取線建設促進期成同盟会などの取組みを通じて、他圏域とのネットワークを強化しつつ、交流人口の増加、社会基盤整備の充実を図ります。

② 都市連携による新たな魅力の創出

- 姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会¹（愛称：HOTトライアングル）、スローライフサミット²（スローライフまちづくり全国都市会議）などを通じて、観光・文化・産業等の分野において、連携してそれぞれの都市の魅力を高めるための取組みを進めます。

③ 姉妹都市との交流の推進

- 姉妹都市提携を結んでいる釧路市、姫路市、岩国市、郡山市と行政、観光、経済、文化、スポーツなどのさまざまな分野で市民が主体となった交流を通じて、友好と協力関係を深めつつ互いの発展を図ります。

¹姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会：江戸時代の池田家の国替え等、歴史的な結びつきが深い三都市が、歴史や文化などを踏まえ、一体となって市民交流を進めながら、各都市が持つさまざまな資源を結びつけ、相互に情報発信を行うなど地域の発展をめざして平成19年2月に設立した。

²スローライフサミット：「スローライフ」によるまちづくりの方策に関し、相互に研究し、意見を交換することにより、魅力的で個性豊かなまちづくりに寄与することを目的として平成15年8月24日岐阜市にて20市町で設立。